

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

ご用心！災害に便乗した 悪質商法

■地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。

- ・大雨により自宅の屋根瓦が損傷し、見積もりのつもりで業者を呼んだら、屋根にシートをかけられ、高額な料金を提示され、仕方なく支払ってしまった。
- ・屋根の無料点検後、そのまま放置すると雨漏りすると言われ、高額な契約をさせられた。
- ・「損害保険で雨どいの修理ができる」と業者の訪問を受け、お願いしたが、不安になって断りたいが、業者と連絡がとれない。

- ・修理工事などの契約は慎重にしましょう
- ・契約を迫られても、その場では決めないようにしましょう
- ・「保険金を使って、自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約せず、加入先の保険会社に相談しましょう

※困ったときは、消費生活センターに相談しましょう

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」「見守り」を日頃から行い、消費者被害の未然防止と、被害に気づいていない人には、気づかせる機会を設けてください。

「自分は、大丈夫」と思っているあなた、・・・騙されやすいタイプです。

～ 不安を感じたら迷わず電話 ～

- ◆ 長野市消費生活センター 224-5777
(消費者ホットライン 188)

【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課
消費生活センター
〒380-0835
長野市大字南長野新田町 1485-1
長野市もんぜんぷら座 4階
電話 026-224-5777
FAX 026-223-1818